

平成16年11月

太宰府市歴史と文化の環境税に関する答申

太宰府市税制審議会

## 税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりです。

委 員	水 谷 守 男
	福 浦 幾 巳
	外 園 令 明
	世 利 洋 介
	三 宅 明 治
	岩 元 憲 三
	馬 場 宣 彦
	有 吉 征 介
	大江田 信
	不二川 寧
	宮小路 賀 宏
	森 田 利 七
	藤 田 百合子
	飯 田 一 丸
	馬 場 哲 郎

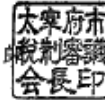


平成 16 年 11 月 1 日

太宰府市長 佐藤善郎様

太宰府市税制審議会

会長 馬場 哲



「太宰府市歴史と文化の環境税」について（答申）

平成 16 年 5 月 31 日付け 16 太税第 69 号で諮問があった「太宰府市歴史と文化の環境税」について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

#### 記

太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）は、本市の「歴史とみどり豊かな文化のまちづくり」を推進するために制定された。課税の根拠は条例第 2 条で規定しているように地方税法に基づくものだが、本条例の施行（平成 15 年 5 月規則第 32 号）時期における混乱にみられたように、条例施行後 1 年数ヶ月たった今日でも本税の趣旨が納税者や駐車場事業者等に十分に理解されているとは言いがたい。その背景には、基金運営が途上期にあることや、納税者等に対するアピールができていないことなどが考えられる。

上記の点を踏まえ、引き続き、納税者等に対して、本税の理解に努められる必要がある。この答申が「まちづくり」の一助になれば幸いである。

#### 太宰府市歴史と文化の環境税について

##### （課税標準及び税率について）

- 本税は、条例第 1 条の趣旨に定めるように、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために設けられた。

厳しい財政事情の中での将来の本市のまちづくりを考え、また、他市の観光地での駐車料金や納税者の負担の程度を勘案した場合、1 台あたりの税率について、

バイク 50 円、乗用車 100 円、マイクロバス 300 円、バス 500 円という現行水準は妥当であり、本税の課税標準及び税率については現状のままが望ましいと考える。

審議会での議論で、現行の税率は高く、納税者に負担をかけているとの指摘もあった。

(非課税対象となる駐車可能台数について)

- 審議会の議論の中で、5 台以下の零細な事業者にまで課税するのはどうかといった意見が出された。そこで、審議会では、過去の経緯を踏まえ 5 台以下の事業者意見の発表やアンケートに対する回答を求めたが、大半の事業者からの意見の開陳はなかった。事業者の理解が得られない現状では、現実的な選択として 5 台以下の非課税はやむをえないと考える。

さらに、年間 10 日以下の駐車場事業者の非課税の撤廃については、実態把握が困難であり、そのための調査にかなりの出費を余儀なくされる可能性がある。

したがって、このような諸般の事情を考慮して現状のままが望ましいものと考ええる。

しかしながら、納税者である来訪者の立場からの公平性を重視した場合には、5 台以下あるいは年間営業日数 10 日以下の駐車場事業者に対する非課税を基本的には廃止することが望ましいとの意見もあった。

写

平成 16 年 11 月 1 日

太宰府市長 佐藤 善郎 様

太宰府市税制審議会  
会 長 馬 場 哲



「太宰府市歴史と文化の環境税」について（提言）

平成 16 年 5 月 31 日付け 16 太税第 69 号で諮問があった、「太宰府市歴史と文化の環境税」について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねたところ、諮問事項以外の件について意見がありましたので、下記のとおり提言します。

記

#### 太宰府市歴史と文化の環境税について

##### （申告納入の期限延長）

- 現状では、駐車場事業者は、1 年間で 3 期に分けて、それぞれ 15 日以内に税を申告納入するシステムになっている。しかし、帳簿等の整理をし、税の申告納入をする期間として、15 日以内は短かすぎると判断される。

市においては、駐車場事業者に対してできる限り負担を軽減し、申告納入が円滑に行われるよう、納期限を見直されることが望ましいと考える。

##### （特別徴収義務者への配慮）

- 市は、この税の徴収を駐車場事業者に委ねている。日々、太宰府市のまちづくりのために、通常業務の他に申告納入や帳簿等への記録及び保存などで負担をかけている当該駐車場事業者に対して、何らかの配慮をすることが望ましいと考える。